

## 八王子市民文化祭開催負担金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「八王子市民文化祭開催に伴う基本協定(以下「協定」という。)」に基づき、八王子市(以下「市」という。)、公益財団法人学園都市文化ふれあい財団及び市民文化祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)が八王子市民文化祭を共同開催するに当たり、協定第 5 条の規定により実行委員会に対し交付する八王子市民文化祭開催負担金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 市民による文化活動の発表と市民への鑑賞の機会を提供し、市民文化の振興を図ることを目的とする。

(交付対象経費)

第 3 条 この負担金の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 開会式等に係る経費
- (2) 音楽・演劇・舞踊等の公演、絵画・書・写真等の展示及び茶道・語学等の学芸の事業に係る経費
- (3) 一般市民からの公募による公演部門及び展示部門の事業に係る経費
- (4) 事業に係る事務経費

(交付額等)

第 4 条 負担金の交付額は、予算額を上限とし、前条に定める経費の一部とする。また、交付方法は年 1 回とする。

2 実行委員会の総収入が総支出(市が認めた経費の額をいう。)を上回ったとき、その差額については市が交付した負担金の額を上限として市に返還するものとする。

(交付申請書の様式等)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項による交付申請は、別記第 1 号様式(様式略)によるものとし、交付申請書に添付する必要な書類は、事業計画書、予算書及び収支計画書とする。

(交付決定通知書の様式)

第 6 条 規則第 7 条第 2 項による通知は別記第 2 号様式(様式略)によるものとする。

(負担金対象事業の内容変更等)

第 7 条 規則第 10 条による八王子市長(以下「市長」という。)への申請は、別記第 3 号様式(様式略)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、負担金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

(実績報告書の様式等)

第 8 条 規則第 12 条による実績報告は、別記第 4 号様式(様式略)によるものとし、実績

報告書に添付する必要な書類は、事業報告書及び決算書とする。

(負担金確定通知書の様式)

第9条 規則第13条による実行委員会への通知は、別記第5号様式(様式略)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。